

数量公開の説明書

1 数量公開とは

営繕工事等における数量公開とは、設計金額のもととなる工事費内訳書（種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳書及び別紙明細書）から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）について、公開、提供するものである。

2 提供する電子データについて

数量公開にあたり提供する電子データは次のとおりとする。

- ①「数量公開の説明書」PDF形式 ※本紙
- ②「数量書」Microsoft Excel形式

3 数量書の取扱いについて

数量書は、発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札者等の積算、工事費内訳書の作成の効率化を図ることを目的に公開、提供するものであり、建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではない。

ただし、入札時積算数量書活用方式適用工事にかかる数量については、建設工事請負契約約款第18条の2に基づき、協議の対象とする。

4 数量書について

(1) 数量書の範囲

数量書は、設計金額のもととなる工事費内訳書から、単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものとし、原則として全数量を公開範囲とする。

また、設計金額のもととなる工事費内訳書において、数量を一式としている項目の根拠となる数量を記載した別紙明細書及び共通仮設費や現場管理費の算定の際に必要な応じ積み上げられる項目数量を記載した共通費明細書についても、同様の扱いとする。ただし、軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した別紙明細書及び共通費別紙明細書については除くものとする。

(2) 数量書の構成

数量書の構成及び項目は、次の基準に基づき作成している。

- ◇建築工事「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」
- ◇設備工事「公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）」

(3) 数量書の数量

数量書における数量については、次の基準に基づき算出している。

- ◇建築工事「公共建築数量積算基準」
- ◇設備工事「公共建築設備数量積算基準」

(4) 数量書の共通費明細書

当該工事の内容により必要に応じて、共通仮設費明細書等を公表・提供することとしているが、共通費の積算については、「沖縄県土木建築部建築工事積算基準」に基づき各費用を算定している。

5 数量書に対する質問について

(1) 数量書に対する質問は、現場説明書に対する質問とは区別すること。

質問がある場合は、入札公告の「6. 質問及び回答」に従い質問書を提出すること。

なお、数量そのものの差違等に係わる質問については、差違の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も併せて提出するものとする。

(2) (1) の質問に対する回答は、入札公告の「6. 質問及び回答」に従い閲覧に供する。